

= お知らせ =

記録簿等の価格改定について

定期点検記録簿・臨時整備記録簿・生涯記録簿及びくじ付きハガキ・お楽しみくじ付きシールについて、仕入先より原材料価格の高騰に加え、運送費用等の上昇や副資材の調達コスト上昇も続いていることから、記録簿類の価格改定の連絡がありました。

当会においても、自助努力だけではコスト増を吸収できない状況となるため、やむを得ず下記のとおり頒布価格の改定を行います。

何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- ・ 価格改定実施日 令和6年5月1日（水）から
- ・ 改定価格一覧

商品名	旧販売価格	新販売価格
定期点検記録簿 事業用	¥310	¥360
定期点検記録簿 貨物	¥210	¥250
定期点検記録簿 二輪	¥210	¥250
定期点検記録簿 乗用（1年）	¥510	¥600
定期点検記録簿 被牽引	¥310	¥360
臨時整備用特定整備記録簿	¥470	¥550
生涯整備記録簿	¥160	¥250
くじ付きハガキ（1枚）	¥16	¥18
お楽しみくじ付きシール（100枚）	¥1,580	¥1,850

運輸支局等における「自動車検査証記録事項」印刷端末の 設置及び電子車検証広報カードの提供について

令和5年1月より自動車検査証が電子化され、それに合わせて自動車検査証記録事項が配布されているところですが、「車検証閲覧アプリ」に対応している機器を所有していない等のユーザーであっても、必要となった際に「自動車検査証記録事項」を印刷することができるように全国の運輸支局等（一部を除く）の窓口付近に印刷端末を、令和6年4月より設置する事務連絡が国土交通省からありましたのでお知らせします。

また、ユーザーに対して「車検証閲覧アプリ」の利用を訴求することを目的に、広報カードを国土交通省では作成されました。振興会窓口にて配布しますのでご活用下さい。

「自動車検査証記録事項」印刷端末の設置について

令和6(2024)年4月より、各運輸支局・自動車検査登録事務所※の窓口付近に設置した端末で「自動車検査証記録事項」を印刷できます。

※鳥取運輸支局、厳原自動車検査登録事務所を除く。



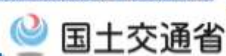
従来どおり、お手持ちのPCやスマホで「車検証閲覧アプリ」からPDFデータをダウンロードすることもできますので併せてご活用ください。



「自動車検査証記録事項」は、電子車検証のICタグに記録され、券面で確認できない事項を容易に確認できるよう、少なくとも令和7(2025)年末までは、電子車検証の交付時に補助的にお渡ししているものです。

「自動車検査証記録事項」は、車検証のように車両運行時に自動車に備え付ける義務はありません。

鳥取運輸支局・厳原自動車検査登録事務所において「自動車検査証記録事項」が必要な方は窓口にお問い合わせください。



〈見本〉

…車検
いつだっけ!?

車検切れ とならないために
車検証閲覧アプリ
をご活用ください

車検証の有効期間に関するお知らせがあります。
車検証の有効期間の満了する日が近づいています。

車検証閲覧アプリの
インストールはこちら

車検証閲覧アプリとは

- 電子車検証の「車検の有効期間」「使用者の住所」などの項目を確認することができます。
- 電子車検証を読み込むことで、その車両の情報をアプリ内に保存することができます。
- 「車検証の有効期間が近づいた場合」、「リコール情報が提供された場合」などに、通知が届きます。

※車検証閲覧アプリのダウンロードは無料で行えますが、お使いのスマートフォンへの通知などは別途設定していただく必要があります。

お問い合わせ先
自動車検査登録ヘルプデスク
TEL **050-5540-2000**
受付時間 8:30~17:00(年末年始を除く平日)

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

広報カード

第56回「整備需要等の動向調査」結果の概要について

I. 調査目的

本調査は、自動車整備事業場における整備需要等の動向について、直近の6か月間における業績および向こう6か月間の業績予想を把握することにより、自動車整備業界の発展に資するために、半年毎に実施しているものである。

II. 調査時期および調査地区

- ・ 調査時期 : 令和6年1月
- ・ 調査地区 : 全国

III. 調査対象および回収数

- ・ 調査対象 : 専 業 の 認 証 回収数 208 (23.2%)
 : 専 業 の 指 定 回収数 385 (43.0%)
 : ディーラーの指定 回収数 302 (33.7%)
- ・ 総回収数 : 895 (100 %)

IV. 集計結果の概要

1. 令和5年7月～12月期の実績

(1) 総整備売上高

今期（令和5年7月～12月）の総整備売上高D Iはプラス13.5で、前期（令和5年1月～6月、プラス10.2）より3.3ポイント改善した。

業態別の総整備売上高D Iは、専業認証は2.5ポイント減のマイナス17.3、専業指定は0.9ポイント減のプラス8.3、ディーラーは11.7ポイント増のプラス41.4と、ディーラーのみ改善した。

(2) 総在庫台数

今期の総在庫台数D Iはマイナス3.6で、前期（マイナス4.4）より0.8ポイント改善した。

業態別の総在庫台数D Iは、専業認証は6.2ポイント減のマイナス23.6、専業指定は0.6ポイント増のプラス2.1、ディーラーは5.4ポイント増のプラス3.0と、専業認証のみ悪化した。

（注）D I = （「増えた」 + 「やや増えた」）と回答した事業者の割合 — （「減った」 + 「やや減った」）と回答した事業者の割合

2. 令和6年1月～6月期の予想

(1) 総整備売上高

来期（令和6年1月～6月）の予想総整備売上高D Iはマイナス9.2で、前回調査（令和5年7月～12月、マイナス6.8）より2.4ポイント悪化している。

業態別の予想総整備売上高D Iは、専業認証は4.5ポイント減のマイナス29.9、専業指定は4.3ポイント減のマイナス11.7、ディーラーは0.7ポイント増のプラス8.0と、ディーラーのみ改善している。

(2) 総在庫台数

来期の予想総在庫台数D Iはマイナス16.9で、前回調査（マイナス13.0）より3.9ポイント悪化している。

業態別の予想総在庫台数D Iは、専業認証は3.3ポイント減のマイナス31.2、専業指定は6.9ポイント減のマイナス16.1、ディーラーは1.0ポイント減のマイナス8.0と、いずれも悪化している。

（注）D I = （「増える」 + 「やや増える」）と回答した事業者の割合 — （「減る」 + 「やや減る」）と回答した事業者の割合

3. 整備業界全体の現在の景況感

今回調査（令和6年1月）の整備業界全体の景況感DIはマイナス38.8で、前回調査（令和5年7月、マイナス38.8）から変動はなかったが、「かなり悪い」の構成比が増加していることから、景況感の下向きといえる。

業態別に前回調査と比べると、專業認証は1.5ポイント低下、專業指定は0.2ポイント低下、ディーラーは1.4ポイント上昇した。

（注）DI＝（「かなり良い」＋「やや良い」）と回答した事業者の割合－（「かなり悪い」＋「やや悪い」）と回答した事業者の割合

4. 整備士（労働力）の過不足感

今回調査（令和6年1月）の整備士（労働力）の過不足感DIはマイナス68.0で、前回調査（令和5年7月、マイナス64.8）より3.2ポイント悪化した。

業態別に前回調査と比べると、專業認証は6.8ポイント低下、專業指定は3.1ポイント低下、ディーラーは0.5ポイント低下と、いずれも悪化した。

（注）DI＝（「過剰」＋「やや過剰」）と回答した事業者の割合－（「不足」＋「やや不足」）と回答した事業者の割合

5. 整備士の求人募集の実績

今期中（令和5年7月～12月）に、整備士の求人募集を実際に行った事業場の割合は60.5%で、前期中（令和5年1月～6月、57.8%）より2.7ポイント増加した。業態別の実施率は、專業認証は18.7%、專業指定は58.5%、ディーラーは91.7%となり、專業認証とディーラーで前期より増加した。

募集経路（複数回答）は、実施率が高い順に「ハローワークに求人申込」45.0%、「自社webサイトに掲載」28.2%、「民間求人サービスに掲載」23.0%となり、「自社webサイトに掲載」が前期より10.2ポイント上昇した。

（注）求人募集した事業場（%）＝100%－{（求人募集の実績について「何もしていない」と回答した事業場（%）}＋{（求人募集の実績について「無記入」で回答した事業場（%）}

OBD検査システムの「事業場ID申請」を受付けております

令和6年10月より、検査用スキャンツールを用いたOBD検査の本格運用が開始されます。この本格運用に向けたプレ運用（習熟期間）が昨年10月から開始されました。

認証及び指定工場においてOBD検査及びプレ運用を行うには、事前にOBD検査システムに「事業場ID申請」が必要となり、今年4月より「OBD検査ポータルサイト」において受付が開始されております。OBD検査システム及び登録に必要な情報は下記のOBD検査ポータルサイトからご確認をお願いします。

（各種マニュアル類も下記のOBD検査ポータルサイトから入手できます。）

<https://www.obd.naltec.go.jp/>

～【OBD検査について】～

- 指定工場は、対象車の完成検査時に「OBD検査」が必要になります。
（検査用スキャンツールを使用します。）
- 認証工場についても、自工場で検査用スキャンツールを使用して「OBD検査と同等の確認（OBD確認）」を実施した場合、原則として車検場においてOBD検査が省略されます。
- OBD検査（確認）及びプレ運用を行うには、事前にOBD検査システムへの利用申請が必要になります。なお、自工場でOBD検査（確認）を実施せずに対象車を車検場に持ち込む場合には、OBD検査を車検場で実施するため利用申請は不要となります。

OBD検査までに必要な準備

1. OBD検査システムへの事業場・利用者登録をしてください。

2. 特定DTC紹介アプリをインストールしてください。

- ・OBD検査システムは（独）自動車技術総合機構が構築・運用している、主に整備事業者がOBD検査対象車の対象装置に対して点検・整備や検査を行う際に用いるシステムで、以下の①～③を総称して「OBD検査システム」と呼称しています。

①特定DTC照会アプリ

OBD検査又はOBD確認のためのPC用アプリ。利用者管理システムよりダウンロード可能。

②利用者管理システム

アプリの利用者を登録・管理（事前のシステム利用申請が必要）

③OBD検査結果参照システム

アプリを用いて実施したOBD検査又はOBD確認の結果を閲覧

- ・OBD検査システムを利用するために、事前にシステム利用申請（事業場ID申請）をしてください。また、事業場ID登録後にクライアント証明書を使用する端末へインストールの上、システムにログインいただき、特定DTC照会アプリを利用する検査員（指定工場のみ）・工員を登録する必要があります。
- ・OBD検査システムの利用については、（独）自動車技術総合機構が開設しているOBD検査ポータル及びポータルに掲載している操作マニュアルを参照ください。

3. 検査用スキャンツールを備えてください。

- ・OBD検査又はOBD確認に使用する検査用スキャンツールは、「認定検査用スキャンツール」である必要があります。
- ・認定検査用スキャンツールについては、（一社）日本自動車機械工具協会のウェブサイトを参照ください。

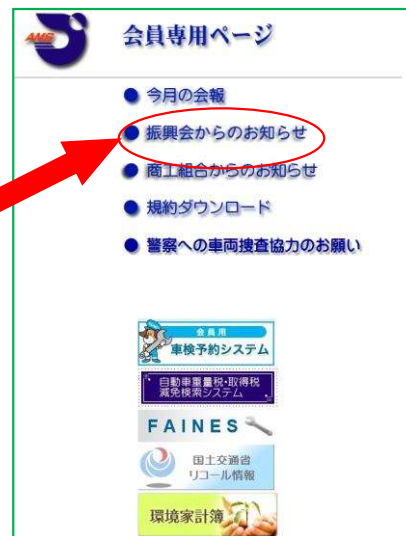
<振興会が実施する一括申請について(会員様向け)>

OBD検査システムの利用を希望する会員事業場の情報を振興会でとりまとめて、自動車技術総合機構（運用管理センター）に「事業場ID申請」を一括申請いたします。

振興会を経由した一括申請を希望される場合は、振興会ホームページ→会員ページ→会員専用ページ→振興会からのお知らせ→OBD検査システムのID一括申請について→PDF資料を参照していただき必要書類(Excel データ)を添付の上、下記アドレス宛にメール送信にてお申し込みください。なお、送信元であるメールの件名は「OBD検査システムのID一括申請」と入力して送信してください。

メールアドレス sidou@ams-net.jp

振興会ホームページ



①振興会ホームページ会員ページへ
(ユーザー名 **ams** パスワード **amskaiin**)

②振興会からのお知らせ
ボタンをクリック

③ OBD検査システムのID一括申請について ④必要書類(Excel データ)を添付の上、
→PDF 資料参照 メール送信

なお、振興会が実施する一括申請は登録のみとなります。その後は自動車技術総合機構（運用管理センター）より申請完了及びクライアント証明書の招待コードのメールが届きますので、ご確認頂き、各事業場で作業（アプリのインストール等）を進めてください。

また、振興会での一括申請は複数の事業場から申請があることから、登録には一定の時間を要します。早急に事業場IDが必要な方は [OBD検査ポータル \(nalttec.go.jp\)](http://nalttec.go.jp) 【独立行政法人自動車技術総合機構】より個別に事業場登録をお願いします。

＜検査用スキャンツールの認定機器一覧の公開について＞

令和6年10月より、OBD検査制度が導入されることに伴い、一般社団法人日本自動車機械工具協会のホームページにおいて、認定された検査用スキャンツール型式一覧表が掲載されています。

今後も随時更新されますので、必要に応じてご確認くださいませようお願いします。

[一般社団法人日本自動車機械工具協会ホームページ](http://www.jasea.org/) <https://www.jasea.org/>

- ＊ 関東運輸局ではOBD検査のプレ運用開始に伴い、自動車整備業の皆様に広く意見を徴集すべく、パブリック・コメント（意見・要望の公募）を実施しています。
- つきましては、各支部より寄せられたご意見（2月分）と、関東運輸局のご回答を、下記のとおり報告します。
- OBD検査におけるご意見・ご要望等がありましたら、山梨県自動車整備振興会ホームページより、回答フォーマットをダウンロードしていただき下記によりご提出ください。

提出先 振興会メール (sidou@ams-net.jp) または FAX (055-263-4420)

回答フォーマット リンク先よりダウンロードしてください。

事業者からの意見等		(2月分)
	意見など	回答(関東運輸局)
1	OBD検査確認済車両とユーザー車検や未検査の車両を分けて検査コースを作ることは可能でしょうか。	現時点においてはOBD確認済車両と、それ以外の車両を分けた検査コースは考えておりませんが、将来的にOBD検査対象車両数が増加してきた際の検討課題とさせていただきます。
2	八王子検査登録事務所での検査証更新時間が非常にかかっていて困っているとの情報があり、八王子検査場は有効期間更新の端末が1台しかなく、更新時間がかかるとの話を聞いたことがあります。 理由がそうであるなら、早急に端末の増設などの対応をお願いします。	頂いたご要望につきましては、八王子自動車検査登録事務所の窓口の状況を確認するとともに、混雑緩和に資する改善策について引き続き検討させていただきます。
3	自動車検査標章が非常に貼りづらい(はがしづらい)状況であり、状況確認いただき必要であれば改善等をお願いしたいです。 特に検査標章は、ユーザーが有効期間を知るための重要なアイテムとされ、確実な貼付が必要となるので貼付等の利便性も向上いただきたいです。	同様のご意見につきましては多数頂戴しており、ご迷惑をお掛けしております。頂いたご意見につきましては本省にも報告させていただきます。
4	令和6年10月に迫ったOBD検査について、ユーザーへの周知がほとんど行われていない状態で、10月からの実施されるOBD検査について、どの様にユーザー周知され、ユーザーが必要と感じるような周知が行われるのかお伺いしたいです。 制度改正があると、ユーザーへの説明が整備事業者へ転嫁され、実施母体による告知(PR)がユーザーに浸透しないことが多々あります。(検査手数料の改定、電子車検証制度など)電子制御装置整備の時にも要望があったと記憶していますが、テレビ等のコマーシャルで大々的にPRいただき、自動車ユーザー理解を高めていただきたいです。	指定工場向け、認証工場向けの他にユーザー向けパンフレットも機構で作成しているので、そちらの提供は可能です。 また、今後は整備工場がユーザーに対し、OBD検査の必要性(法令で義務付けられたこと)、その料金が発生することをわかりやすく説明できるチラシを作成する予定としております。